

第2回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等の
広告に関する検討会

平成30年7月18日

資料1

前回検討会の意見の整理

1. 前回検討会の意見整理 〈名称等の基準、指導体制関係〉

前回検討会での主な意見(要旨)

施術所名称等の基準について

- ✓ 適切な「医療」又は「施術」を受ける機会を阻害されないようにすべき。
- ✓ 国民の安全性を確保することは重要。
- ✓ 広告可能事項の範囲についてどう考えるか。
- ✓ 柔道整復師である旨といった施術者であることを明記すべき。
- ✓ あはき及び柔整の施術範囲の明確化についてどう考えるか。
- ✓ 医療機関と紛らわしい名称問題について。

保健所等の指導権限の明確化等について

- ✓ 立入、検査等の権限の明確化が必要ではないか。
- ✓ 受領委任の取り扱いの中においても、保健所と厚生局が連携し指導を行えるよう検討すべき。
- ✓ 無資格者への対応方法について。
- ✓ 指導人員不足を解決する必要があるのではないか。

2. 前回検討会の意見整理 〈ガイドライン関係、その他〉

前回検討会での主な意見(要旨)

ガイドラインの作成について

- ✓ 国民を守るものであり、かつ、分かり易いガイドラインにするべき。
- ✓ 医療広告ガイドラインを参考にすべきではないか。
- ✓ 指導等の実効性を担保できるレベルのものにするべきではないか。
- ✓ ウェブサイトに対する検討を行うべき。
- ✓ 消極的弊害(適切な受療機会の喪失)が起こり得るような広告を規制の対象とする考え方でガイドラインを作成してはどうか。

その他

- ✓ あはき及び柔整の施術範囲の明確化についてどう考えるか。
- ✓ 各業界団体の自己規律を活用できないか検討してはどうか。
- ✓ ネットパトロールについて検討すべきではないか。